

議案第 34 号

三田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

三田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条
例を次のとおり定める。

平成 30 年 2 月 21 日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

三田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成3年三田市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条の3（見出しを含む。）中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

別表第2計画区域の部（オ）の欄中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同表北摂三田ウッディタウン地区整備計画区域の部戸建住宅地区－Iの款（エ）から（キ）までの欄中「街区F」を「街区H」に改め、同部公益・特定業務地区の款（イ）の欄中「（ち）項第2号」を「（り）項第2号」に、「（り）項第3号」を「（ぬ）項第3号」に改め、同表北摂三田カルチャータウン地区整備計画区域の部センター地区の款（イ）の欄中第12項を第13項とし、第6項から第11項までを1項ずつ繰り下げ、第5項の次に次の1項を加える。

6 ナイトクラブその他これに類するもの

別表第2北摂三田テクノパーク地区整備計画区域の部サービス施設地区の款（イ）の欄第1項中「（を）項第1号」を「（わ）項第1号」に改める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。